

## 第 62 回 道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成 26 年 3 月 28 日（水） 15：00～16：10

場 所： 第 2 水産ビル 4 階 4 F 会議室

出席者：

（委 員） 河西会長、太田委員、岡田委員、岸本委員、佐藤委員、寺下委員

（事務局） 総合政策部地域主権局 渡辺担当局長、渡辺参事 他

（事務局）

定刻になりましたので、第 62 回道州制特区提案検討委員会を開催いたします。

本日は、年度末の大変お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。  
今日の委員会が第 6 回答申に向けた最後の開催になりますので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

それでは、会長、議事の進行についてよろしくお願ひいたします。

（河西会長）

皆様、こんにちは。

早速、第 62 回道州制特区提案検討委員会を進めさせていただきたいと思います。

本日の議事のおおまかな流れです。まず、第 6 回答申について、三つ程あります。第 3 種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲。二番目として、建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲。三番目として、栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲。この三項目の最終審議を行った後、議事の二つ目として平成 24 年度に寄せられた道民アイデアの内、二項目の 1 次整理を行ってまいりたいと思います。

本日の議事に入るにあたりまして、前回委員会の審議結果について簡単に確認をしておきたいと思います。参考として、お手元の席上配付資料をご覧ください。

「第 61 回道州制特区提案検討委員会の審議結果概要について」という紙です。

まず、前回は、資料 1 をご覧になっていただけるとわかりやすいかと思います。網掛けになっております三つの中で、9 番目、栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲に関しての整理案を審議した結果、道州制特区の提案の理念に合致する案件であるということで、結果として皆様のご意見を頂戴した後、答申案として審議を進めることで了解をいただきました。

そして、次に平成 24 年度道民の皆様から寄せられたアイデアの内、三項目について 1 次整理を行ったところ、資料 3 をご覧下さい。そちらに出ております三つの案件。前回の第 61 回で 1 次整理と書いてあるものです。資料 3 の第 61 回審議状況のところでも 1 次整理と書いてある項目。外国語教育の推進、帰化の許可権限の移譲、外国人介護福祉士試験特区

の三項目について色々な議論をさせていただきました。結果として、いずれも一旦検討を終了するということになりました。

それぞれ構造改革特区で行うことができる。国に権限を残した方が、国が権限を持っている方が国全体の業務として推進していけるということで、敢えて道に権限を移譲しない方がいい。

また、外国語教育に関しては、公教育というような観点から国が関与すべきというようなご意見などが寄せられた結果、1次整理ということで今回検討を一旦終了させていただいております。

以上が前回の審議結果の概要についてです。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして議事(1)の第6回答申案について審議に入っていきたいと思っております。本日は、知事への答申に向けた最終審議となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、第6回答申案につきまして事務局から説明をさせていただきます。

資料は、2番目でございます。資料の体裁と申しますか、今後の答申に向けてです。資料2、第6回答申(案)というのが表紙でございます。その1ページをめくっていただいた後に、簡単に三つの答申の内容をまとめた答申の骨子(案)ということ。それぞれ答申1から3番、我々はポンチ絵と呼んでいる詳しい提案内容につきまして、これをワンセットで最終的に知事への答申という形で提出いただくものでございます。

過去、分野別審議から整理案、答申案と審議をしてきた過程の中で、関連の資料が参考資料ということで数十ページにわたって付いております。

それぞれの案件について、新旧対照表からはじまりまして、その都度審議する上で議題の材料として使ってまいりました資料を、そのまま参考資料として添付をいたしております。本体と参考資料の二部立てになっております。

それでは、答申の1番の第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲についてご説明をさせていただきます。

答申(案)をめくっていただきまして、三枚目の表でございます。先程、資料1に審議経過が書いてございました。第3種旅行業に関しましては、資料1でご覧になっていただければわかると思いますが、No.1の案件です。1年程を審議に費やしまして、昨年10月31日に開かれました第56回で答申案として審議を了していただいております。今のメンバーの方々の前の委員の先生方の間において、答申案としてご了承をいただいている内容でございます。

今回のポンチ絵の提案の内容につきましては、当時と全く変わっておりません。ですから、説明は重複になりますが、今一度簡単にご説明を申し上げます。

背景と申しますか、現状といたしましては、最近、地域づくりに観光というものが非常

に利用されまして、地域の観光の活性化というものが課題になっている中、最近では観光協会といったものでありますとかNPOでありますとか、従来、旅行業者には参入をしてこなかったような団体が中小旅行業者の体裁をとっています。具体的に言いますと、最も営業保証金を積む金額が安くて済む、参入しやすいと言われております第3種旅行業者というカテゴリーに登録をいたしまして、その第3種旅行業者の範囲内で地域の観光資源を活かした地域を周るようなツアー。そういったものを自らが売って行って地域の魅力づくり、観光地づくりを進めていくというのが最近のトレンドになってきております。

そのような中で、第3種旅行業者のイメージとしては、パッケージツアーみたいな形で、正式に言いますと、募集型企画旅行、こちらを、第3種旅行業で実施する場合には、制限をされております。これは、資力・信用の問題とか、営業保証上の能力の問題でございます。

それにしても、できるのは営業所の存する市町村及び隣接市町村までで、本道の場合は、地域に数多魅力的な観光資源がありながら、一つの町を跨ぐとその先には、募集型の企画旅行が実施できないというような状況。そういった観光における本道の特性を勘案しまして、北海道知事が観光庁長官からの権限移譲を受けて知事自らが判断して地域設定をできるようにしてはどうかという提案でございます。

ただ、これを無制限に北海道内全域まで第3種旅行業者もパッケージツアーができますよとなりますと、その上のクラス、第2種旅行業という国内全域のパッケージ旅行ができるような旅行会社がございます。そういったより大きな金額を積んだ上で事業をやっている方々がございますので、そういった方々との競合問題が起こってきます。また、第3種旅行業の能力を超えたツアーをやるということになると、なにか事故があった時にそれを補償し切れないという消費者保護の問題もございます。

そういった二つの観点から、想定例と書いてございますが、観光圏整備法という法律の中で、地域で観光地づくりをするような観光圏という概念がございます。そういった範囲内であれば隣接の市町村を超えたパッケージツアーをやるようなことも知事の判断でできるのではないかとということですので、こういった権限移譲を求めていく。それによって本道が進めております滞在型観光の促進でありますとか、個人旅行業者にシフトしておりますけれども、そういった方々へ着地型の観光のコンテンツを充実させることで本道の観光振興に資するのではないかとという提案でございます。

こちらについては、説明は以上でございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に関しましては、既に答申案とするということで、ある程度了承をいただいているので、簡単な説明でございました。

詳しいことを知りたい場合は、参考資料の答申1をご覧くださいと細かい内容が出てお

ります。

それでは、ただ今の事務局説明に関しまして、何かご質問とかご意見はございますでしょうか。

岸本先生、何かございますか。

(岸本委員)

いえ、特にございません。

(河西会長)

寺下委員、何かございますか。

岡田委員、太田委員、よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、事務局案どおり国に提案するよう答申することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ただ今の決定のとおりにいたします。

それでは、次の項目の審議に入ります。建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲に関して、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

引き続きまして、答申(案)の2番でございます。もう1枚めくっていただければポンチ絵がございます。

こちらにつきましては、資料1に議論の経過を書いておりますけれども、No.5でございます。

当初は、木造の高層建築物の認定権限をもらって緩和してはというようなこともございました。ただ、道内にそういったものの性能評価をできる機関がないということで、別の提案にアレンジをした結果、こちらにございます建築基準法に係る構造方法等の認定となっている次第でございます。

こちらも、今年に入りまして、去る2月27日の第60回提案検討委員会で、一応答申(案)を了しておりまして、その時の内容と変わっておりません。重複して恐縮ですが、サッと説明をさせていただきます。

壁の防火性能でありますとか耐火性能といったような諸々の項目がございます。いわゆる、建築基準法に基づく構造方法等の認定というものを国土交通大臣が指定した性能評価機関という所がございます。こちらが事前に評価をすれば、国土交通省の本省で、構造方法を認定するというものでございます。

この性能評価機関は、首都圏に集中をしております。実は、東北以北、北海道・東北地方では、旭川にございます地方独立行政法人である北方建築総合研究所しかないというこ

とでございます。

ですから、この北方建築総合研究所の機能を活かすというような側面もあるわけですが、課題といたしましては、建築総合研究所で性能評価を行ったとしても、認定申請自体は、現状でありますと東京、国土交通省の本省で行わなければならない、申請者が道内の企業であれば、わざわざ行ってということで申請の負担が大きいということ。

また、認定事務は、本省で一括して行うとなりますと、かなり込み合っているという話も聞いておりますので、申請から認定まで相当の時間を要している。そういった機能分散が北海道にされることで道内は道内での手続きが完結できるというところでございます。

そういうことで国土交通大臣の認定権限を、大臣の認定権限はそのままに、併せて並行権限ということで北海道知事に移譲していただくことで、先程言いました性能評価機関での評価から、最後は、大臣に代わって知事の認定ができますので、道内で完結をして、手続き軽減の迅速化、また、申請者の利便性の向上に繋がる。

更に言えば、そういうことによって、先程も言いました北方建築総合研究所の活用が促進されるという面もございます。これらを合わせて建築産業、住宅産業の振興に繋がるのではないかとこの提案でございます。

以上でございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

こちらの審議に関しましては、この委員会のメンバーでやってきたところなので十分ご承知のことかと思えます。

ただ今の事務局からの説明。そして、答申案に関して、何かご質問、ご意見があれば、よろしくお願いたします。

太田委員は、頷いていらっしゃるから、よろしいですか。

ありがとうございます。

岡田委員は、よろしいですか。

寺下委員は、何かございますか。

岸本委員、お願いたします。

(岸本委員)

答申することについて賛成という前提で、1点だけ申し上げたいことがございます。

北方建築総合研究所という組織が、一体どういう組織かということは、重要です。

当然、これは、指定機関であって、指定要件を満たしているからこそ、当然のことながら性能評価ができるわけです。これは、いわゆる道の外郭団体と見なされ得るものですか。例えば、旧道立の組織なのか、独法化されているのか。

(事務局)

これは、道の出先機関の建築の研究所であったものでございます。今は、地方独立行政法人法に基づいて、他の農業試験場とか道が持っていた全ての試験研究機関を道立総合研究機構ということで一つにして独法化した。その中の一つの建築の研究所であるということです。

(岸本委員)

私は、これを推進していくこと前提なのですけれども、国の側が、言うなれば独立行政法人ということで、道と、完全に民間の株式会社形式ではないということで、この指定機関が性能評価した後の認定権限を道が持つという形になったときに、この認定のやり方がズルズルになっていないかと国は警戒すると思うのです。

その部分で、北方建築総合研究所と道の関係を突かれないように、独立性と言うならば、道と北方建築総合研究所は、あくまでも、きちんと独立した組織であって、認定をやるにしても客観的公正にやるのだ。この体制が整っているのだということを言わない限り、道が、自分のところの地方独立行政法人のやったことについて認定しないということはないだろうというような感じで見られるとストップをかけられる可能性が高いと思うのです。

説明を求められたときには、その部分の体制は、十分認識しているという上で持っていった方が良くかなと感じた次第です。

(事務局)

法律上、地方独立行政法人は、それぞれ設立者とは独立して自分たちの責任でやることになっています。知事の方は、4年に1回業務目標という形で地方独立行政法人の方に示して、その目標を達成するために独立行政法人が事業をやっていくことになります。直接的な関与を、その都度やれるという仕組みにはなっていませんので、その辺は大丈夫ではないかということでございます。

それと、他の性能評価機関も国の独立行政法人になっていますので、国と独立行政法人の関係と道と道総研との関係ということでございますので、その辺は、大丈夫だと言えると思います。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、岸本先生のご指摘を踏まえて万全の準備で国に対応していただければと思います。

それでは、ただ今の事務局案どおり国に答申をすることとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、答申 3 番目、栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲につ

いて事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、もう一枚めくっていただきまして答申の 3 番でございます。これにつきましては、先程来説明があったように前回の委員会で整理案を答申に向けてという前向きな形で了していただいたところでございます。

本日、この部分について重要なのでご説明します。今回、答申の 3、カラーで見ていただくと、朱書きで書いてある部分が二カ所ございます。実を言いますと、前回の整理案から、こちらの提案につきましては、全国一律の法定移譲の動きの中で漏れた案件でございました。

そういった流れの中で、前の提案検討委員会でも議論していただきましたけれども、まさに全国一律の移譲以外の見直しになった以上、これを道州制特区がモデル的・先行的にやっていくことが、まさに提案していくことが、北海道としての道州制特区制度の本質ではなかろうかというご議論もございました。その部分を前面に出して、どちらかというところとメリット論という話もございましたが、いわゆる権限移譲について分権論といいますか、道州制特区の本質の部分で国に提案をしていきたいということで、この部分を直しているということです。

さらに国は、栄養士と管理栄養士の配置状況といったものに関して継続検討をしていきますという流れの中で、道の場合、管理栄養士も栄養士もそれぞれ養成施設がございますので、そういった状況の中で、まさに権限を一度移譲させていただいて、そして実際にやってみる。そういうことが実現することで、今後検討されるという全国一律の法定移譲に向けて国の検討にその結果が資するのではないかとということと併せて特区の効果ということで最下段に書いてございます。

提案の内容については、前回何度もやっておりますので割愛をさせていただきたいと思っております。

(河西会長)

ありがとうございました。

今回、朱書きになっているところが修正されたところで、事務局の説明どおり、この委員会の中でも栄養士及び管理栄養士を道州制特区の提案として権限を移譲してもらうことが、この道州制特区制度の理念を履行するということで、事務局が書き加えたのが朱書きの部分でございます。

こちらの答申 3 に関しましてご質問・ご意見があればよろしくお願いいたします。

太田委員、よろしくお願いいたします。

(太田委員)

課題のところの朱書きの前なのですけれども、下から 2 行目、「国の地方分権改革の残された課題であるが」とありますが、「課題であり」の方がいいのではないかと思います。

国では、残された分権なので、道としては提案したいというような前向きな表現はいかがかと思います。ご検討ください。

(河西会長)

ありがとうございます。

「が」が入るより、「あり」で終えたほうが前向きな感じを受けられるということです。

他にご意見・ご質問はありますか。

岡田委員、何かありますか。よろしいですか。

寺下委員、いかがですか。ありがとうございます。

それでは、ただ今、太田委員からありました指摘に関しまして、会長である私にご一任いただき、表現の部分に関しては、私と事務局で最終的に打ち合わせて答申の文章を決めさせていただくということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そういうことを踏まえまして、答申 3 に関して必要な修正を行った上で国に提案するよう答申することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、答申に関しまして今回三つ、過去 5 回の答申と同様に会長である私が本委員会を代表し答申を行ってまいります。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして平成 24 年度道民アイデアの 1 次整理について、議事 (2) ということで、これまで未審議であった平成 24 年度に寄せられた道民アイデアのうち、今回は、事務局で地域の経済振興につながるテーマに絞り込んでピックアップしたようです。

次第にある 2 項目について 1 次整理を行っていききたいと思います。

この 1 次整理に関しましては、何度か繰り返させていただいておりますが、道民からいただいた提案を答申に向けた分野別審議により検討をさらに深めていくべき案件なのか。それとも、現行法令等に対応可能などの理由により 1 次整理として一旦検討を終了すべき案件なのか。その対応を検討する審議ということになります。

それでは、本日 1 次整理の進め方について説明させていただきます。二つの検討項目を一つずつ審議させていただこうと考えております。

そして、事務局から検討項目に関する説明を受け、それについて委員の皆様にご意見交換を行っていただき、その段階で一旦検討を終了して 1 次整理とするのか、それとも分野別審議に進んでいくのか。その対応方向について結論をいただこうと思っております。

それでは、事務局から検討項目の一つ目、二輪の小型自動車の車検期間の拡大について説明をお願いいたします。

(事務局)

資料4に基づいてご説明させていただきます。資料4の1ページ目です。道民アイデア整理表です。最初に、アイデアの概要です。

北海道は、冬季間、積雪により二輪の小型自動車を使用できない。つまり、本州などの雪が降らない地域に比べますと、二輪の小型自動車を使用する期間が北海道の場合は非常に短い。そこで北海道におきましては、車検の有効期間を延長してはどうかという提案でございます。

車検の有効期間は、下の方に小さな表で示しました。2回目以降の車検の有効期間は、現行では2年でございます。これを3年に延長してはどうかという提案でございます。

これが実現した場合の効果といたしましては、二輪の小型自動車の保有者が増加する。それによって地域の経済の活性化が図られるのではないかと。また、二輪車が増えまして四輪車が減るといふように見込みまして、渋滞の緩和や自動車の排気ガスの抑制につながる。そういったことが期待されるというように提案された方は書かれておりました。

次に、事実関係の整理の欄です。

一つ目の○印は、車検とは何かということ整理しております。自動車は、年数の経過や走行距離によって劣化します。そのため安全性能や環境性能を維持するために道路運送車両法において定期的な自動車検査、略して車検を義務付けております。

三つ目の○印でございます。二輪の小型自動車とは、道路運送車両法では、排気量250cc超の二輪車をいいます。この二輪車の区分につきましては、2ページの横長の表に整理をさせていただきました。

二輪車の区分と申しますのは、道路交通法上の区分と道路運送車両法上の区分がございます。道路交通法上は、車両の区分と免許の区分といったものを排気量によって定めているのですけれども、道路運送車両法というのは、車検の基準となる法です。それぞれで区分が異なっております。

道路運送車両法、車検の関係で下の方です。排気量が250ccを超えると車検が必要になる。ですから、250以下の二輪車、これは軽二輪、二輪の軽自動車というもの、さらには、原動機付自転車、これも第一種と第二種となっておりますけれども、こういったものは車検の必要がないと規定されております。

1ページに戻っていただきます。事実関係の整理の上から四つ目の○印でございます。繰り返しになるのですけれども、二輪の小型自動車の車検の有効期間は、初回は3年、以後は2年ごとの検査となります。最初3年で、次以降は2年ですので、自家用の乗用車と同じです。二輪の小型自動車の初回の車検の有効期間は、平成19年に道路運送車両法を改正しまして、その際に2年から3年に延長されたという経緯がございます。

五つ目の○印が、車検の費用についてです。車検の費用は、自動車重量税や自賠責保険などの法定費用と呼ばれるものと、点検整備にかかる費用に区分されます。この法定費用、自動車重量税などは、その二輪車が最初に登録されましてから何年経過しているのかによ

って税金や保険の額は変わってくるのですけれども、概ね2年間で2万円前後になります。

それと、点検整備の費用も、何年経過しているのかという経過年数、走行距離によりまして部品の消耗や劣化の程度は異なりますので一概には言えないのですけれども、一般的には2年間で2万円程度ということです。交換する部品が多くなれば3万円、4万円というように上がっていきます。特に大きな問題のない場合は、法定費用2万、点検整備費用2万という、大体そのような感じになっているということです。

次に、提案検討をするに当たっての留意事項の欄でございます。

一つ目の○印は、安全性や環境面に対する懸念であります。車検の有効期間が延長されますと点検整備の間隔が当然長くなります。そうしますと、部品の劣化は、間隔が長くなれば進みます。そうなりますと、安全性や環境面に影響が生じるのではないかとということが懸念されます。

次の○印です。これは、車検期間が延長になっても費用負担の面では効果が不明確だということです。自動車重量税や自賠責保険の法定費用は、車検があってもなくても毎年負担しなければならないものです。それを車検時に一括して2年分、3年分を納入する形をとっておりますので、車検の期間の間隔が延びますと重量税や自賠責保険の額もその年数に応じて高くなります。この点では、費用負担の軽減が図られるかどうかは、判断するのが難しいかと考えております。

また、点検整備の費用につきましても、車検の間隔が長くなりますと部品の交換をする頻度も当然高くなってくる可能性があり、その点でも費用負担の軽減の効果は明確にお示しすることができないかところであります。

三つ目の○印です。過去に類似の提案がございました。これは、比較的多く、後ろに表があるのですけれども整理をしてみました。簡単に申し上げますと安全性の問題、費用負担の効果が薄いということを理由に、いずれも検討を一旦終了している状況になっております。こういった懸念材料を総合的に勘案しまして、対応方向といたしましては、1次整理とさせていただきます。

繰り返しになりますけれども、その理由は、安全性や環境面の問題、それと費用負担の軽減の効果が不透明であるという部分であります。

それから、アイデアといいますのが車検期間の拡大ということで、いわゆる国から北海道に権限を移す権限移譲に区分されるものではなく、車検期間という規制を緩和するものであります。

仮に、北海道が車検期間を決める権限移譲を、何らかの形でできるとしましても、法基準に関わるものですので、北海道が独自に決められる合理的な理由を整理するのは難しい。そういう意味でも道州制特区提案は難しいのかなということで1次整理とさせていただきました。

以上でございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局の説明に関しましてご質問・ご意見があればよろしくお願いたします。

私から1点。今回いただいた資料4の3ページ、車検の有効期間が延長されました。このときに結構ユーザー側、JAFなどから要望が上がって、それに対して自動車の整備業界から反対があったのです。そのときの意見というのは、やはり車検期間が延長されると、それだけ車検に来るお客さんが減ってしまう。それが収入減につながるということ。そこから考えると、車検をする工場側からすると収入の減少。逆にユーザーからいうと、車検費用の減少につながっているのではないかと思うのです。

ここには、理由として、車検の間隔を延長しても費用負担軽減の効果が不透明でありと書いてあるのですが、過去の車検延長の議論で言うと、そこまでは言い切れないのではないかというのが個人的な意見です。

ただ、私は、今回検討を一旦終了するというのでいいと思います。

その理由としては、ここに書かれていないものとしては、例えば、北海道で400ccのバイクの車検を受けて、1年ぐらいで本州に転居したときに、北海道で認められた車検期間で延長というのが本州で認められるかどうか。法律的な整合性がとれなくなる可能性もあるので、国全体で車検期間を管理する。ユーザーとしては、平成19年度のときのように国全体として自動二輪なら自動二輪の車検期間を延長してくれというような要望を上げて、全国一律で規制緩和をして車検期間の延長というのが望ましいのではないかと思います。

他の皆様、いかがでしょうか。

(太田委員)

私は、自転車のことしかわからないのですけれども、確かに冬の期間は乗りませんので、本州型の保険、整備に関しても間隔が違うということはありません。たぶん、オートバイに乗られる方に関しては、経費が下がるので、やりたい方はたくさんいらっしゃると思うのです。250以上のバイクに乗っていらっしゃる方というのは、安全に関しては、たぶん部品なども大変整備されておられるので、毎年車検は別としても、安全性に関してはご自身が気を遣って整備されておられる。250以上の方に関しては、車検の間隔というのは、あまり問題がないので、安全性においてというところは、1次整理の理由には、あまりいかならないのではないかと思います。

逆に申し上げると、50ccなどに乗っていらっしゃる方たちの方が整備を怠っていると思いますので、こちらの点検義務を北海道が受け持つなどといった方が良い方向に行くのではないかと考えていました。

余談になりましたが、1次整理とする理由に関しましても、安全性・環境面の影響というのは、あまりフィットせず、どちらかというと、権限ではなく、期間というところのみ唯

一、大変ポイントであるように感じておりますので、そういった理由に変更いただけるとありがたいと思います。

以上です。

(河西会長)

ありがとうございました。

他にご意見・ご質問はございますか。

(岸本委員)

今のは、よく呑み込めなかったのですけれども。車も同じことを要求していかなければいけない形になるのですよね。

(太田委員)

二輪に関しては、雪の期間は乗らないということになりますが、自動車に関しては、逆にもっと整備をする必要があるので、二輪と四輪では議論が違ってくると思います。

(岸本委員)

わかりました。

冬に北海道で二輪を乗らないから置いておいて安全性に問題がないかといったら、そうではないというのが事務局のご説明です。車もそうで、乗らないときは、確かに走行距離は増えないけれども、逆に言うと、機械ですから、置いておいたら当然ガタがくるわけです。冬に乗らないから延長しても安全上問題がないというわけではないのではないですか。

先程、会長がおっしゃったことにも関係するのですけれども、道内の所有者が道外においては車検切れ、道内においては車検は切れていないということ。北海道内では冬に乗れないのだけれども、本州のほうで乗った場合に、車検証との関係で、その安全性確保で理解が得られるかといったらまずいのではないかと思うのです。

安全性の観点で全く問題がないとは言い切れないということで提案された道民の方にご理解いただく形で1次整理になりましたとの説明がいいのではないかと思ったのです。

それ以外のところは、原付きは特に車検がないものですから、あちらの方が危ないという点については私もそう思っています。何でも規制緩和というよりは、むしろ規制強化すべき部分もあるのだとおっしゃった部分については大賛成でございます。安全性ということを消してしまっていていいかということだけなのですが、残しておいた方がいいのかなと思いました。

(河西会長)

ありがとうございました。

他に何かご意見・ご質問はありますか。

岡田委員、いかがでしょうか。

(岡田委員)

今、あがっていた安全性や環境のところですか。たとえば、どれぐらい長い間置いておいたらとか、どれぐらい走行距離があったら環境や安全に問題が出てくるという、そういう閾値のようなものがわかっているのではないかと思うのです。それに対して北海道の場合はどうなのかというデータがあって示されたら、より提案を出した人が納得できるのではないかと思いました。

(河西会長)

ありがとうございました。

今のご提案に関していかがでしょうか。

(事務局)

残念ながらデータは、道庁では持ち合わせていないということです。

今回は、車検期間を延ばすということですが、半年間だけ車検を認めるということにして費用を半分にしたらいいのではないかと、そのような議論も過去には色々あるのです。結局、車検の期間の問題というのは期間だけの話ではないのです。自動車の点検制度全体を見て、その期間はどうかということも議論しなければならないものですから、この部分は、道庁には、車の車検を国からもらってどうこうする能力は、正直に言ってないと思っています。

(河西会長)

ありがとうございました。

寺下委員、何かございますか。

一つ思い出しましたがけれども、私は、250ccの車検のないバイクに乗っていましたが、でも、東京で使っていたときよりも北海道の方が遥かに走行距離が延びるのです。ですから、たぶん北海道の場合は、車検の期間を延ばしても、400cc以上に乗っている方は距離を乗ると思いますので、費用も結構かかってしまうのではないかと思いました。雑談のような話で申し訳ございませんでした。

佐藤委員からお話を伺っていませんでしたので、よろしくお願いたします。

(佐藤委員)

途中からのお話だったのですが、事前に資料だけは拝見しました。各地域に合った独自

性を持った基準を作ることはよいことかもしれませんが、きっと規制緩和に近いのですよね。規制緩和は、今回の話題ではないという前提においては、これ以上進める必要はないかと思います。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、今回事務局の提案、一旦検討を終了したいという提案に関してお認めいただけますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この小型自動二輪の車検期間の拡大については、一旦検討を終了させていただきたいと思います。

引き続き事務局から検討項目の二つ目、一般家庭における酒類製造について説明をお願いいたします。

(事務局)

資料5に基づきましてご説明をいたします。資料5の1ページをご覧ください。道民アイデア整理表です。最初にアイデアの概要です。

北海道内では、長沼町と新篠津村が、どぶろく特区に認定されておりまして、特別区域内におきましては、どぶろく製造と販売が許可されておりまして、地域の活性化につながっているということでもあります。

この、どぶろく特区といいますのが、構造改革特別区域法という法律に基づく措置であります。この構造改革の特区とは、国の規制について地域を限定しまして特例措置を活用するという、いわゆる規制緩和に関する特区でございます。

このアイデアの内容の続きです。二つ目の○印です。北海道内の各家庭でどぶろくだけではなく、ワインやビールなどの酒類もつくれるような規制緩和をしてはどうかということでもあります。

その効果といたしましては、農産物の消費拡大、移住者の増加、新たな雇用の創設といったことが期待されるとしております。

これに関する事実関係の整理です。一つ目の○印です。酒類の製造免許についてです。これは、酒税法に定められております。酒類を製造しようとする者は、酒類の品目別製造場ごとに、その製造場の所在地を所管する税務署長の製造免許を受けなければならないとされております。

二つ目の○印は、酒類の製造免許を受けるためには、一定の数量を製造しなければならないという規定であります。

このアイデアの概要にありましたどぶろく特区は、製造数量の緩和についての特区であります。これに関しまして11ページの関係法令をご覧くださいと思います。

こちらの関係法令、酒税法の第7条第2項に製造に必要な数量を規定しております。どぶろくにつきましては、十三番の、その他の醸造酒というものにあたります。年間で6キロリットルを製造しなければ免許を受けられないということです。この6キロリットルという最低製造数量の基準を適用しませんよとしたのが構造改革特区による特例措置というものであります。

この構造改革特区による酒税法の特例措置、もう少し詳しく示したものが3ページ・4ページです。この中で、どぶろくについて、3ページ中段に横長の丸で囲まれたところがあります。農家の民宿等を経営する農業者が自ら生産した米を原料としてどぶろくを製造する場合。あるいは、自ら生産した果実を原料として果実酒を製造する場合。この場合は、6キロリットルという最低製造数量基準が適用されないというものであります。

アイデアの概要の最初にありました長沼町と新篠津村のどぶろく特区というのは、このメニューを適用したものであります。

同じく4ページでございます。これも国の構造改革特区のメニューの一つでありまして、中段の横長の丸のところに具体的に書かれております。これは、地域の特産物である農産物や水産物を原料とした果実酒、またはリキュールについて、これも6キロリットルというのは適用しませんという特例措置であります。

ちなみに、道内では、これを適用して余市町でワイン特区という認定を受けております。いただいたアイデアといいますのは、家庭でもワインやビール、こういったものを製造できるような、さらなる規制緩和を求める内容であります。

今お話ししました通り、要件は色々あるのです。農業者が自ら生産したもの、地域の特産物など、要件はあるのですが、お酒の製造は、ある程度規制緩和は構造改革特区で可能であるということになっております。

1ページの道民アイデア整理表に戻っていただきたいと思っております。

中段から下の提案検討をするに当たっての留意事項というところです。一つ目の○印は、家庭で作るお酒まで特例措置を認めるとした場合、どのぐらいニーズがあるのかということ、仮に提案するならば把握する必要があるだろうということです。

二つ目の○印につきましては、安全性の問題です。家庭にまで広げて安全性の面は、果たして大丈夫なのかということです。

三つ目の○印につきましては、繰り返しになりますけれども、構造改革特区によって既に特例的な緩和というのは可能というものです。

四つ目の○印、最低数量を緩和するということで、いわゆる規制緩和である。国から道に何らかの権限を移譲するものではないという点も考慮しなければならない。

こうした状況からいたしますと、道州制特区という形で提案するのはなじまないのではないかと考えております。対応方向といたしましては、1次整理という判断をさせていただきました。

説明は、以上でございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局からの説明に関しましてご質問・ご意見があればよろしくお願いいいたします。

私から 1 点質問をさせていただきます。今回の酒類製造に関して、製造ということは、その製造したものを販売するというを前提としてこのアイデアを道民の方が提案したのでしょうか。それとも販売するのではなくて自家消費、すなわち自分たちの家族や自分で飲んでしまうことを前提として提案してきたのでしょうか。

(事務局)

提案されたご本人に詳しくお話を伺っていないので確かなことではないのですが、こここの表現からしますと各家庭で作るとのこと。いわゆる自家消費ということ前提にしたものかと。

ただ、家庭にも広げてくださいということですので、それこそ家庭以外のところでも、業者さん、商売する方も含めてということも読み取れなくもないものですから、この点は、明確には把握はしていないというのが実情です。

(河西会長)

最後の○印のところ、新たな雇用の創設と書いてあるから、雇用を生むということはビジネスになっているから、製造して販売することも含めて自家消費と販売の両方が入っているのかなと思いました。

販売するとなると、安全性などの問題。例えば、食品製造などに関しては、結構保健所が厳密な基準を持っていて、製造現場に検査に入ってきているかどうかをチェックします。そういったこともやることになってしまうのですね。

(事務局)

そういった衛生面での不安も当然一つの大きなネックになってくるのかとは思いますが。

(河西会長)

ありがとうございました。

私から質問してしまいまして申し訳ございません。

他の委員の皆様、いかがでしょうか。

結構、こういった酒類の構造改革特区は、観光に繋げている例が多いようなのですが、佐藤委員から何かありますか。

(佐藤委員)

どぶろく特区でいいならどぶろく特区でいいのではないですか。そういう話にはならないのですか。

どうなのでしょう、この場に上がってきた理由というのは。構造改革特区は終わっているのですか。そんなことはないですね。

それでやったら前例があるからいいのではないかというのはあるのですけれども、その辺は事務局でどうお考えですか。

(事務局)

構造改革特区が、農業者が自ら生産した米を利用するとか、地域の特産物である農産物などを活用するとか、そういった要件がありますので、もっとそこを緩和してほしいということがあるのかなと思います。

(佐藤委員)

留萌市内でも一部の人間がどぶろく特区を取りたいと動いていて、本腰を入れないとだめだという話で、それは当たり前で中途半端に酒を作られても困ると思うのですけれども。さらなる規制を下げるというよりも、特区提案で観光に結びつけるのならそれなりの理由があった方が然るべきストーリーが作りやすいと考えるのが普通だと思うのです。逆に言うと、ないよりはあった方が観光にはいいでしょうね。

ただ、これが決め手かという、芽を潰す必要はないと思うのですけれども、観光の視点からという意味からすると、今のどぶろく特区でもいいのではないかという気はしています。

(河西会長)

ありがとうございました。

(太田委員)

今おっしゃったように、特定農業法人、特定農業者であるとか地方公共団体でないと申請できないというところなのですが、確かに一般企業や任意団体、NPOなども作れた方が観光や消費拡大にはつながるのだと思うのです。そういった方たちが作るとしても、1次整理とする理由のところでは。構造改革特区に対応可能ではないケースもあると思うのです。その場合は、やはり権限移譲ではなく酒税法の規制緩和ということなのです。ですから、その辺まで丁寧に説明しないと、たぶんご理解いただけないと思います。もう少し1次整理の理由を掘り下げて、安全性に関しても、安全なものを作るから大丈夫だと言われかねないでもないのです、こちら規制緩和になるのではという理由ではっきりと言っていた方がいいのではないかと思います。

以上です。

(河西会長)

ありがとうございました。

(事務局)

今の理由の点につきましては、もう一度事務局で整理しましてまとめていきたいと思えます。

(河西会長)

岡田委員、何かありますか。よろしいですか。

寺下委員、何かありますか。よろしいですか。

岸本先生、何かありますか。よろしいですか。

それでは、この提案に関しまして事務局案では検討を終了して 1 次整理としたいと思います。事務局案を承認するということがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ただ、太田委員からご指摘のあったとおり、その理由に関しては、少し文言を検討することで事務局にお願いしたいと思います。

それでは、最後の議題に入りたいと思います。その他です。事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

事務局から今後の委員会運営に関しまして、今、事務局で考えていることを何点かお話しさせていただきたいと思えます。

まず、1 点目の第 6 回提案に向けた今後の概ねのスケジュールについてご説明させていただきます。

今日の答申案の決定によりまして今後、知事への答申、道の行政基本条例に基づくパブリックコメントをしていくこととなります。

まず、会長から知事への答申につきましては、現在 4 月上旬、具体的な日程としては 4 月 10 日を軸に日程調整を進めております。

その後、直ちにパブコメと市町村への意見照会に着手させていただきたいと考えております。概ね 5 月中旬までにはパブコメと市町村からの意見聴取は終えたいと考えております。

そのあとは、第 2 回の定例道議会、例年ですと 6 月中旬から始まるのですけれども、この定例道議会に議案を提出していきたいということで、可決後、例年ですと 7 月上旬まで開会なのですが、その間に可決していただきまして 7 月中旬には正式に国に提案という形

に持っていきたいと考えております。

具体的手続きの進捗状況、パブコメで出てきた意見などにつきましては、節目節目でこちらの委員会にもご報告させていただきたいと考えております。それが今後の提案に向けたスケジュールの1点目でございます。

2点目が、提案検討委員会の地方開催についてでございます。ご承知の通り、道民提案が年々減少の傾向にありまして、平成25年度は現在7件という提案の状況になっております。事務局としては、今後とも募集強調期間を設定して関係団体等にも提案を働きかける予定でございます。その一方で、新たな取り組みとして、この検討委員会でもご提案のありました委員会の地方開催について具体的準備を進めてまいりたいと考えております。

相手方など、詳細につきましては、今後詰めて次回の検討委員会、概ね次回は2ヵ月後あたりを目指していきたいとは考えておりますけれども、その次回の検討委員会でその概要をお示ししたいと考えております。

委員の皆様には、その地域に出向いていただきまして、地域の方と懇談していただくという形で進めさせていただきたいと考えております。

そういったものを道民提案の掘り起こしの場、また道州制特区のPRの場として活用していければと考えております。

その具体の地方開催の開催時期につきましては、そのあと2ヵ月後を考えておりますので、概ね7月下旬あたりになるのではないかと考えております。

考え方としては、要望会的なものではなく、権限移譲に結びつくような実効性のあるものになるよう工夫してまいりたいと考えております。

概ね、まず1ヵ所開いて、その状況を見て、場合によっては2ヵ所というように考えております。第1回目の候補としては、副会長の地元でもございます帯広市を第一候補と考えております。これが2点目の地方開催についてでございます。

3点目に道州制特区制度の評価見直しの件でございます。

道州制特区制度につきましては、法律の附則の中で法の施行後、法の施行が平成19年4月1日になるのですが、8年を経過した場合に法の施行状況、経済社会情勢の変化等を勘案して制度について検討を行って、必要がある場合は、所要の措置を講ずるという規定が設けられております。

8年経過後というのが、平成26年度が経過した後なので、条文どおりでしたら、平成27年度に検討を行って、平成28年度から必要な措置ということになります。一般的には、平成28年度から制度を改正するためには、27年度の予算関係に結びつく場合がございますので、平成27年の8月あたりにはある程度方針が固まっていなければいけない状況にあります。それを固めるには、約1年かかるものですから、実質遡っていきまして今年の夏あたりからこの制度の評価・課題整理に着手しなければならないという状況になっております。

今年度内にある程度の方針を固める必要があります。国も同じ認識でございまして、事務的作業については、今後事務局で随時進めていきます。そういった意味で年度後

半には、委員の皆様にもそういった制度の評価見直しについてもご意見をお伺いすることになるかと思えます。その点についても併せてよろしくお願ひしたいと思えます。

また、大まかな話になって恐縮なのですが、提案検討委員会の開催ペースとしては、概ね平年ペース、23年度・24年度からしますと2ヵ月に一回ペースぐらいを基本として開催していきたいと思えます。また、今回のように審議の状況によっては、少し間隔を詰めて開催をお願ひすることもありえるかと思えます。

以上、あくまでも事務局の現段階の考え方をご説明させていただきました。答申を、来月早々、3年ぶりにいただくことになるのですが、引き続き気を緩めることなく次回の答申に向けて積極的に事務を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

以上です。

(河西会長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明があった件につきまして、ご質問・ご意見があればよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、最後に委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、これで本日の議事は全て終了いたしました。第6回答申に向けたこれまでの委員の皆様のご尽力に対して心より御礼を申し上げまして本日の委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。